

# 武雄市農業委員会

平成29年1月総会議事録

平成29年1月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成29年1月6日（金）  
 （開会）午後4時00分 （閉会）午後5時15分

2. 場 所 武雄市役所 本庁3階会議室

3. 出席状況 出席者34人 欠員 1人 欠席者 2人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富 永 茂 人	○		山 北 義 見	○	
末 藤 良 郎	○		(欠員)	—	
中 村 和 仁	○		本 山 幸 雄	○	
佐佐木 幸 夫	○		田 栗 保 信	○	
小 柳 満	○		下 平 寅 義	○	
西 村 元 吉	○		松 尾 忠 則	○	
小 田 康 信	○		永 尾 廣 次	○	
中 村 一 明	○		中 原 位	○	
岩 永 和 裕	○		東 島 豊	○	
松 尾 薫	○		坂 口 千代喜	○	
向 井 健 作	○		安 永 和 廣	○	
中 野 重 信	○		浦 川 宗 博	○	
馬 場 征三郎	○		坂 口 正 勝	○	
井 手 辰 巳		○	相 原 經 憲	○	
小 柳 信 博	○		大 串 和 文	○	
古 川 秀 文	○		川 内 智 彦	○	
伊勢馬場 一郎	○		岩 橋 久 美	○	
境 重 則	○		宮 原 洋 昭		○
松 尾 正 博	○				

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第4号	農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第5号	農業振興地域内、農用地からの除外について	
議案第6号	武雄市非農地証明について	2件
議案第7号	下限面積（別段の面積）の設定について	
報告第1号	農地等形状変更届出について	1件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件

## 事務局長

皆様あけましておめでとうございます。

総会に入ります前に、営業部長がお見えですので、挨拶をお願いします。

(営業部長挨拶)

それではただ今から、平成29年1月の武雄市農業委員会「総会」を始めていきたいと思います。

本日は、14番井手委員、37番宮原委員より欠席の連絡があっております。

欠員1名、欠席者2名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは、会長よろしくをお願いします。

## 会長

(あいさつ)

それでは、ただ今から平成29年1月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。

今回は、議案第1号から議案第7号までとなっておりますので、審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人に、3番 中村和仁委員、22番 本山幸雄委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入ります前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件につきまして、県知事への進達の結果を、事務局より報告してください。

## 事務局

農地法第4条及び5条の許可申請1件、農地法第5条の許可申請9件について、許可がおりております。

以上、報告します。

## 会長

さっそく議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

農地法第3条の規定による許可申請が7件提出されております。この7件について事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

## 会長

それでは、議案の説明が終わりましたが、この7件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

36番委員

6番、7番の件について説明します。6番の〇〇さんについては、規模拡大をされており、7番の件ですが、譲受人は自作地は少ないが、借入地があり、問題ないと思います。

会 長

それでは、質疑も無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。

議案第1号農地法第3条の規定による7件の許可申請につきましては、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号農地法第3条の規定による7件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

会 長

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

農地法第4条の規定による許可申請が1件提出をされています。

この1件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、議案の説明が終わりましたので、この1件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会 長

無いようですので質疑を開始します。

19番委員

換地処分と書いてあるが、どういうことか。

事務局

土地改良事業による換地処分です。非農地申請はできない。

会 長

それでは、質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。

議案第2号農地法第4条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会として許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号農地法第4条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請が7件提出されています。

この7件につきまして、事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。

議案の説明が終わりましたが番号1番、2番につきましては、去る12月27日に調査委員会D班に調査を依頼しておりましたので、座長の東島委員さんから調査結果の報告をお願いします。

座 長

平成28年12月27日午後1時30分から調査委員会をD班及び地元農業委員により、農地法第5条2件について武雄市役所1階会議室及び現地にて開催いたしました。

主な質疑内容は、①「申請地はもともと同じ地番を分筆したものであるが、10a当たりの価格が違うのはなぜか」という質疑があり、⇒「日当たりの良さ等事業性の違いがあるため差があります。」という回答がありました。②「生活雑排水は下水道へ接続となっているが、勾配は取れるのか。」という質疑があり、⇒「建設課と協議をし、盛土を1m入れますので勾配は取れます。」という回答がありました。③「2棟の境目はどうなっているのか。」という質疑があり、⇒「メッシュフェンスを設置し、また入口も別になります。」という回答がありました。④「北側に田があるがパイプラインはどうなるのか。」という質疑があり、⇒「田としては使わないということです。地元区長の下承をもらっています。」という回答がありました。⑤「西側の歩道の法面はどうなるのか。」という質疑があり、⇒「建設課と協議し、歩道の高さに合わせて埋めて歩道をつくります。」という回答がありました。⑥「西側から乗入れする計画があるのか。」という質疑があり、⇒「乗入れは東側からのみです。」という回答がありました。

以上、質疑がありましたが、申請番号 1 番及び 2 番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

会 長

はい、ありがとうございました。

調査委員会の報告が終わりましたが、残りの 5 件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会 長

地元委員さんの説明が無いようですので質疑を開始します。

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第 3 号の質疑をとどめます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による 7 件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による 7 件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に、議案第 4 号を議題といたします。

平成 28 年度武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はいありがとうございました。それでは、議案の説明が終わりましたので、議案第 4 号につきましては、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

(質疑開始)

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。  
議案第4号 平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画（案）につきまして、  
原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会 長

異議なしと認めます。  
よって、議案第4号 平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画（案）につき  
ましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に議案第5号を議題といたします。  
議案第5号農業振興地域内の内、農用地からの除外について農林課から説明をお  
願いします。

（農林課説明）

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第5号  
につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますけれども。  
何かございませんでしょうか。

（質疑開始）

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第5号の質疑をとどめます。  
議案第5号 農業振興地域の内、農用地からの除外について、原案どおり承認す  
ることにご異議ございませんか

（異議なし）

会 長

異議なしと認めます。  
よって、議案第5号農業振興地域の内、農用地から除外については原案どおり承  
認することに決しました。

会 長

次に議案第6号を議題といたします。  
武雄市非農地証明願い、2件について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第6号武雄市非農地証明願いにつきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思えますけれども、何かございませんでしょうか。

(質疑開始)

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第6号の質疑をとどめます。  
議案第6号武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。  
よって、議案第6号武雄市非農地証明願いにつきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に、議案第7号を議題といたします。  
下限面積（別段の面積）の設定について事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。  
それでは説明が終わりましたので、議案7号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思えますけれども、何かございませんでしょうか。

(質疑開始)

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第7号の質疑をとどめます。  
議案第7号下限面積（別段の面積）の設定について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号下限面積（別段の面積）の設定については原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に報告事項第1号として、農地等形状変更届出がございます。この件につきまして、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長

それでは、説明が終わりましたのでご意見、ご質問等があれば出していただきたいと思います。

会 長

何かございませんでしょうか。

会 長

なければ報告事項ですので、これでとどめたいと思います。

会 長

次に報告事項第2号として、農地法第4条第1項第8号の規定による届出がございます。この件につきまして、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長

それでは、説明が終わりましたのでご意見、ご質問等があれば出していただきたいと思います。

会 長

何かございませんでしょうか。

会 長

なければ報告事項ですので、これでとどめたいと思います。

会 長

以上をもちまして、本日、提出されました議案につきましては、審議を全て終了いたしました、これをもちまして、平成29年1月の農業委員会総会を終わります。どうもありがとうございました。